

報告事項

損害賠償請求事件について

このことについて、別紙資料に基づき報告します。

令和元年 11月 5日

教 職 員 課

損害賠償請求事件について

1 当事者

原告（被控訴人）：県立高校の卒業生

被告（控訴人）：愛知県

2 事件の概要

原告は、平成26年12月25日当時、県立高校の3年生であり、同校の陸上部に所属するハンマー投げの選手であった。

同日、原告がハンマー投げの練習場に設置されている防護ネットの外側で後輩部員の投てきを見ていたところ、当該後輩部員の投げようとしていたハンマーのワイヤーが切れ、ヘッド部分が防護ネットをすり抜けて原告の左足に当たり、左脛骨遠位端骨折等の怪我を負った。

これに対して原告は、練習場に設置された防護ネットは手作りの簡素なものにすぎず、陸上部の顧問教諭は、部員に対し適切な待機場所を指示する義務があったにも関わらず、これを怠ったなどと主張して、国家賠償法に基づき、慰謝料等427万1830円を求めて訴えの提起に至った（提起日：平成29年3月27日）。

3 判決の概要

(1) 判決結果

第一審判決 県側敗訴（平成31年4月18日）

控訴審判決 県側敗訴（令和元年10月17日）

(2) 裁判所の判断

① 主文要旨

被告（控訴人）は原告（被控訴人）に対し、180万5608円及び平成26年12月25日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金を支払え。

② 理由要旨

- ハンマー投げは、ワイヤーの先端に金属球を取り付けたハンマーを投てきし、飛距離を争う競技であり、ハンマーが人に衝突するときは、生命身体に重大な被害を及ぼすことが容易に予想されることから、高校の陸上部でハンマー投げの指導にあたる教諭は、そのような結果が生じないように最善の措置を執る必要がある。
- 本件練習場には防護ネットが設置されていたが、本件防護ネットには出入口が設けられており、ハンマーが飛び出すことを防止できない構造となっていた。このような構造であれば、少なくとも、顧問教諭は、陸上部の部員に対し、投てきサークルから出入口の延長線上で待機することの危険性を告げて、同場所での待機を禁止し、これを徹底すべき注意義務があったというべきである。
- しかしながら、本件において、顧問教諭が、被控訴人を含む陸上部の部員に対し、出入口の延長線上となる範囲で待機することの危険性を認識させ、これを禁止していたと認めることはできず、顧問教諭には、注意義務違反があったと言わざるを得ない。